○清里町中小企業融資制度要綱

昭和35年 月 日

要綱第1号

清里町は、町内中小企業(林産企業も含む。)の育成並びに経営の合理化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため清里町中小企業融資制度を設ける。

(融資保証)

第1条　この制度による融資については、保証協会の保証付とする。

(運営)

第2条　金融機関は、この制度による融資に関しては、他の融資と明確に区分して処理するものとし、保証協会と共に円滑に運営するものとする。

(融資の対象)

第3条 この制度における融資は、本町における中小企業の振興上必要かつその事業が健全に育成されることがあきらかで次の各号に該当するものを対象とする。

(1)　町内に独立した事業所又は店舗を有し商工業を主たる事業として営むもの。但し、信用保証取扱い対象業種に限る。

(2)　町税を滞納していないもの。ただし、町外者で新たに事業を開始しようとするものについては、前住区地の市区町村が賦課した町税等を滞納していないもの。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

1. 資金の使途　運転資金(短期運転資金は1年以内、長期運転資

金は7年以内とする)

　 設備資金(機械器具及び店舗等の新増改築資金とする。)

(2)　貸付限度額

運転資金　1企業者につき 10,000千円以内

設備資金　1企業者につき 20,000千円以内

但し、この要綱に基づく融資を受けているものが、更に同じ種類の融資を受けようとする場合は、貸付限度額から既に受けた融資の残額を控除した額とする。

 (3)　貸付期間

運転資金　7年以内

設備資金　10年以内

但し、借受者の申請に基づいて、町長が特に認めた場合商工会、金融機関と協議の上貸付期間を延長することができる。

(4)　償還方法

運転資金　1年以内は割賦償還又は一時償還又は7年以内は割賦償還とする。

設備資金　割賦償還とする。但し、3年以内の据置期間をおくことができる。

(5)　担保及び保証人　担保及び保証人については、金融機関の定めるところによる。

(6)　保証料及び利率　当該金融機関の貸付利率及び保証協会の定める保証料率による。

(保証料の補給)

第5条 町は、この要綱による融資を受けたものに対し、当該融資にかかる保証料の全部を補給する。但し、各年度の補給額は、当該貸付にかかる保証協会の保証料を全期間で除した月割額に当該年度に対応する月数を乗じた額をもつて補給するものとする。

(利子補給)

第6条 町は短期運転資金にあつては1.0％を超える部分、長期運転資金にあつては1.25％を超える部分、設備資金にあつては1.5％を超える部分を利子補給する。

(借受申込)

第7条 この制度による融資申込は、林産企業者にあつては林産協同組合、その他中小企業者にあつては商工会に所定の借受申込書を提出し、町企画政策課関係職若しくは商工会経営指導員の企業診断を受け、町を経由金融機関に申し込むものとする。

2　設備資金の借受申込書には、見積書等の参考資料を添付するものとする。

3　手続上の相談は町、商工会、林産協同組合において行なう。

(報告)

第8条 金融機関は、融資の都度町長に貸付報告をなすと共に貸付後、毎月5日までに前月末現在を以つて償還状況(期限内に償還したものの保証料額を明記したもの)を町長に報告しなければならない。

　附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。